

○農林水産省告示第七百八十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和四年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和五年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和四年四月十五日

農林水産大臣 金子原二郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,490円 1,340円 1,190円 1,040円 890円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円 1,490円 1,340円 1,190円 1,040円 890円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 3,910円 3,520円 3,130円 2,740円 2,350円)					北海道の区域				
	3 類	3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円					北海道の区域				
	4 類	1,690円 1,520円 1,350円 1,180円 1,010円					北海道の区域				
	5 類	4,720円 4,250円 3,780円 3,300円 2,830円					北海道の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,490円 1,340円 1,190円 1,040円 890円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円 1,490円 1,340円 1,190円 1,040円 890円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 3,910円 3,520円 3,130円 2,740円 2,350円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円					北海道の区域				
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,690円 1,520円 1,350円 1,180円 1,010円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 4,720円 4,250円 3,780円 3,300円 2,830円					北海道の区域				
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円					北海道の区域				
小豆	3,420円 3,080円 2,740円 2,390円 2,050円					北海道の区域					

都道府県名	北海道											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
いんげん	1 類	2,590円	2,330円	2,070円	1,810円	1,550円						北海道の区域
	2 類	3,190円	2,870円	2,550円	2,230円	1,910円						北海道の区域
	3 類	5,070円	4,560円	4,060円	3,550円	3,040円						北海道の区域
	4 類	5,510円	4,960円	4,410円	3,860円	3,310円						北海道の区域
	5 類	手亡類の品種のいんげん又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できないいんげん 2,590円 2,330円 2,070円 1,810円 1,550円 金時類及びうずら類の品種のいんげん 3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 大福類及びとら豆類の品種のいんげん 5,070円 4,560円 4,060円 3,550円 3,040円 べにばないんげんの品種のいんげん 5,510円 4,960円 4,410円 3,860円 3,310円										北海道の区域
てん菜	1 類	基準糖度が16.6度である組合員等										北海道の区域
	2 類	10,150円	9,140円	8,120円	7,110円	6,090円						
	3 類	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、 16,990円 15,290円 13,590円 11,890円 10,190円 10,150円 9,140円 8,120円 7,110円 6,090円)										
		基準糖度が16.6度に満たない組合員等 別 記 1										
		基準糖度が16.6度を超える組合員等 別 記 2										
そば	1 類	2,120円	1,910円	1,700円	1,480円	1,270円						北海道の区域
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,040円 4,540円 4,030円 3,530円 3,020円 2,120円 1,910円 1,700円 1,480円 1,270円)										
	3 類	夏そば										北海道の区域
	4 類	2,120円	1,910円	1,700円	1,480円	1,270円						
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,040円 4,540円 4,030円 3,530円 3,020円 2,120円 1,910円 1,700円 1,480円 1,270円)										
		秋そば										
		1,580円	1,420円	1,260円	1,110円	950円						
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円)										
たまねぎ		46,310円	41,680円	37,050円	32,420円	27,790円						北海道の区域

都道府県名	北海道	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分						
ホップ		2,220円	2,000円	1,780円	1,550円	1,330円	北海道の区域

別記1：

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度下回ると共に、10,150円から60円を差し引いて得た額（以下「別記1の最高額」という。）及び別記1の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者であって、栽培するてん菜の基準糖度が7.0度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度下回ると共に、16,990円から120円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記1の最高額を超える金額

別記2：

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度上回ると共に、10,150円に60円を加えて得た額（以下「別記2の最高額」という。）及び別記2の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度上回ると共に、16,990円に120円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記2の最高額を超える金額

備考：

1. この表において「単位当たり」とは、次の各号に掲げる共済目的の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大豆、小豆、いんげん及びそば 10キログラム当たり
- (2) てん菜及びたまねぎ 1,000キログラム当たり
- (3) ホップ 1キログラム当たり

2. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するてん菜につき、平成27年産から令和3年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	青森県										左に掲げる金額が適用となる地域		
共済目的の種類	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域		
大豆	1 類	1,290円	1,160円	1,030円	900円	770円						青森県の区域	
<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p>													
<p>2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,080円 4,570円 4,060円 3,560円 3,050円)</p>													
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	1,290円	1,160円	1,030円	900円	770円						青森県の区域
<p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p>													
<p>2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,080円 4,570円 4,060円 3,560円 3,050円)</p>													
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆													
5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円													
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆													
2,230円 2,010円 1,780円 1,560円 1,340円													
ホップ		2,220円	2,000円	1,780円	1,550円	1,330円						青森県の区域	

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岩手県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,770円 5,190円 4,620円 4,040円 3,460円)	岩手県の区域								
	3 類	3,710円 3,340円 2,970円 2,600円 2,230円	岩手県の区域								
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,770円 5,190円 4,620円 4,040円 3,460円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,710円 3,340円 2,970円 2,600円 2,230円	岩手県の区域								
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,690円 1,520円 1,350円 1,180円 1,010円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 4,610円 4,150円 3,690円 3,230円 2,770円	岩手県の区域								
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,710円 3,340円 2,970円 2,600円 2,230円	岩手県の区域								

都道府県名	岩手県												
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域		
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲													
そ ば	2 類	1,920円	1,730円	1,540円	1,340円	1,150円							岩手県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,840円 4,360円 3,870円 3,390円 2,900円 1,920円 1,730円 1,540円 1,340円 1,150円)												
	3 類 4 類	夏そば 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円) 秋そば 1,920円 1,730円 1,540円 1,340円 1,150円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,840円 4,360円 3,870円 3,390円 2,900円 1,920円 1,730円 1,540円 1,340円 1,150円)											
ホップ		2,220円	2,000円	1,780円	1,550円	1,330円						岩手県の区域	

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮城県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,680円 4,210円 3,740円 3,280円 2,810円)	宮城県の区域									
	3 類	6,120円 5,510円 4,900円 4,280円 3,670円	宮城県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,680円 4,210円 3,740円 3,280円 2,810円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,120円 5,510円 4,900円 4,280円 3,670円	宮城県の区域									
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,120円 5,510円 4,900円 4,280円 3,670円	宮城県の区域									

都道府県名	宮城県												
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単位当たり共済金額の範囲	左に掲げる金額が適用となる地域	
そば	1 類	1,580円	1,420円	1,260円	1,110円	950円							宮城県の区域
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円)											
	2 類	1,580円	1,420円	1,260円	1,110円	950円							宮城県の区域
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円)											
	3 類	夏そば										宮城県の区域	
	4 類	1,580円	1,420円	1,260円	1,110円	950円							
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円)											
		秋そば											
		1,580円	1,420円	1,260円	1,110円	950円							
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円)											

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	秋田県																				左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										
大豆	1 類	1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,160円 3,740円 3,330円 2,910円 2,500円)										秋田県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,160円 3,740円 3,330円 2,910円 2,500円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										秋田県の区域									
ホップ		2,220円 2,000円 1,780円 1,550円 1,330円										秋田県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山形県																				左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										
大豆	1 類	1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,910円 2,620円 2,330円 2,040円 1,750円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,090円 3,680円 3,270円 2,860円 2,450円 ）	山形県の区域																		
	3 類	3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円	山形県の区域																		
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,910円 2,620円 2,330円 2,040円 1,750円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,090円 3,680円 3,270円 2,860円 2,450円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円	山形県の区域																		
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円	山形県の区域																		

都道府県名	山形県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
そば	2 類	1,980円	1,780円	1,580円	1,390円	1,190円						山形県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,900円 4,410円 3,920円 3,430円 2,940円 1,980円 1,780円 1,580円 1,390円 1,190円)											
	3 類	夏そば										山形県の区域
	4 類	1,580円	1,420円	1,260円	1,110円	950円						
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円)												
秋そば 1,980円 1,780円 1,580円 1,390円 1,190円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,900円 4,410円 3,920円 3,430円 2,940円 1,980円 1,780円 1,580円 1,390円 1,190円)												
ホップ	2,220円 2,000円 1,780円 1,550円 1,330円										山形県の区域	

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,620円 4,160円 3,700円 3,230円 2,770円)										福島県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,620円 4,160円 3,700円 3,230円 2,770円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										福島県の区域
そば	2 類	1,980円 1,780円 1,580円 1,390円 1,190円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,900円 4,410円 3,920円 3,430円 2,940円 1,980円 1,780円 1,580円 1,390円 1,190円)										福島県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,770円 4,290円 3,820円 3,340円 2,860円 1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円) 秋そば 1,980円 1,780円 1,580円 1,390円 1,190円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,900円 4,410円 3,920円 3,430円 2,940円 1,980円 1,780円 1,580円 1,390円 1,190円)										福島県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	茨城県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
大豆	1 類	1,530円	1,380円	1,220円	1,070円	920円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円 1,530円 1,380円 1,220円 1,070円 920円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,830円 4,350円 3,860円 3,380円 2,900円)					茨城県の区域
	3 類	2,640円	2,380円	2,110円	1,850円	1,580円						茨城県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,530円 1,380円 1,220円 1,070円 920円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円 1,530円 1,380円 1,220円 1,070円 920円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,830円 4,350円 3,860円 3,380円 2,900円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円					茨城県の区域					
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円					茨城県の区域					

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	栃木県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	<p>1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、</p> <p>4,450円 4,010円 3,560円 3,120円 2,670円)</p>	栃木県の区域									
	3 類	6,440円 5,800円 5,150円 4,510円 3,860円	栃木県の区域									
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、</p> <p>4,450円 4,010円 3,560円 3,120円 2,670円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>6,440円 5,800円 5,150円 4,510円 3,860円</p>	栃木県の区域									
	9 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>6,440円 5,800円 5,150円 4,510円 3,860円</p>	栃木県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	群馬県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,050円 4,550円 4,040円 3,540円 3,030円)	群馬県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,050円 4,550円 4,040円 3,540円 3,030円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円	群馬県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	埼玉県																				
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,860円 4,370円 3,890円 3,400円 2,920円)										埼玉県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,860円 4,370円 3,890円 3,400円 2,920円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										埼玉県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	千葉県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,220円 1,100円 980円 850円 730円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,220円 1,100円 980円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,840円 4,360円 3,870円 3,390円 2,900円)					千葉県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,220円 1,100円 980円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,220円 1,100円 980円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,840円 4,360円 3,870円 3,390円 2,900円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円					千葉県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	東京都										左に掲げる金額が適用となる地域						
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲											
大豆	1 類	1,200円	1,080円	960円	840円	720円	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、</p> <p>3,620円 3,260円 2,900円 2,530円 2,170円)</p>					東京都の区域					
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	1,200円	1,080円	960円	840円	720円	<p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、</p> <p>3,620円 3,260円 2,900円 2,530円 2,170円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円</p>					東京都の区域				
小豆		3,420円	3,080円	2,740円	2,390円	2,050円						東京都の区域					
いんげん	1 類	2,590円	2,330円	2,070円	1,810円	1,550円						東京都の区域					
	2 類	3,190円	2,870円	2,550円	2,230円	1,910円						東京都の区域					
	3 類	5,070円	4,560円	4,060円	3,550円	3,040円						東京都の区域					
	4 類	5,510円	4,960円	4,410円	3,860円	3,310円						東京都の区域					
	5 類	手亡類の品種のいんげん又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できないいんげん					2,590円	2,330円	2,070円	1,810円	1,550円						東京都の区域
		金時類及びうずら類の品種のいんげん					3,190円	2,870円	2,550円	2,230円	1,910円						東京都の区域
		大福類及びとら豆類の品種のいんげん					5,070円	4,560円	4,060円	3,550円	3,040円						東京都の区域
		べにばないんげんの品種のいんげん					5,510円	4,960円	4,410円	3,860円	3,310円						東京都の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	神奈川県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,660円 3,290円 2,930円 2,560円 2,200円)</p>	神奈川県全域									
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,660円 3,290円 2,930円 2,560円 2,200円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円</p>	神奈川県全域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	新潟県																				
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,340円 1,210円 1,070円 940円 800円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,340円 1,210円 1,070円 940円 800円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,000円 3,600円 3,200円 2,800円 2,400円)										新潟県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,340円 1,210円 1,070円 940円 800円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,340円 1,210円 1,070円 940円 800円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,000円 3,600円 3,200円 2,800円 2,400円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										新潟県の区域									
そば	2 類	1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 4,880円 4,390円 3,900円 3,420円 2,930円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円)										新潟県の区域									
	3 類 4 類	夏そば 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円) 秋そば 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 4,880円 4,390円 3,900円 3,420円 2,930円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円)										新潟県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	富山県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,510円 4,060円 3,610円 3,160円 2,710円)										富山県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,510円 4,060円 3,610円 3,160円 2,710円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										富山県の区域
そば	2 類	1,890円 1,700円 1,510円 1,320円 1,130円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,810円 4,330円 3,850円 3,370円 2,890円 1,890円 1,700円 1,510円 1,320円 1,130円)										富山県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円) 秋そば 1,890円 1,700円 1,510円 1,320円 1,130円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,810円 4,330円 3,850円 3,370円 2,890円 1,890円 1,700円 1,510円 1,320円 1,130円)										富山県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	石川県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、</p> <p>4,270円 3,840円 3,420円 2,990円 2,560円)</p>										石川県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、</p> <p>4,270円 3,840円 3,420円 2,990円 2,560円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円</p>										石川県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福井県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
大豆	1 類	1,270円	1,140円	1,020円	890円	760円						福井県の区域
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,850円 4,370円 3,880円 3,400円 2,910円)											
大豆	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										福井県の区域
	7 類	1,270円	1,140円	1,020円	890円	760円						
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,850円 4,370円 3,880円 3,400円 2,910円)												
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円												
そば	1 類	2,860円	2,570円	2,290円	2,000円	1,720円						福井県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,780円 5,200円 4,620円 4,050円 3,470円 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円)											
	2 類	2,290円	2,060円	1,830円	1,600円	1,370円						
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,210円 4,690円 4,170円 3,650円 3,130円 2,290円 2,060円 1,830円 1,600円 1,370円)												
そば	3 類	夏そば										福井県の区域
	4 類	2,860円	2,570円	2,290円	2,000円	1,720円						
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,780円 5,200円 4,620円 4,050円 3,470円 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円)												
秋そば 2,290円 2,060円 1,830円 1,600円 1,370円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,210円 4,690円 4,170円 3,650円 3,130円 2,290円 2,060円 1,830円 1,600円 1,370円)												

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山梨県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,800円 2,520円 2,240円 1,960円 1,680円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円)										山梨県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,800円 2,520円 2,240円 1,960円 1,680円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										山梨県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,320円 1,190円 1,060円 920円 790円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,320円 1,190円 1,060円 920円 790円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,250円 4,730円 4,200円 3,680円 3,150円)										長野県の区域
	3 類	5,070円 4,560円 4,060円 3,550円 3,040円										長野県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,320円 1,190円 1,060円 920円 790円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,320円 1,190円 1,060円 920円 790円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,250円 4,730円 4,200円 3,680円 3,150円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,070円 4,560円 4,060円 3,550円 3,040円										長野県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 5,070円 4,560円 4,060円 3,550円 3,040円										長野県の区域

都道府県名	長野県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
そば	1 類	3,340円	3,010円	2,670円	2,340円	2,000円						長野県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 6,260円 5,630円 5,010円 4,380円 3,760円 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円)											
	2 類	3,090円	2,780円	2,470円	2,160円	1,850円						
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 6,010円 5,410円 4,810円 4,210円 3,610円 3,090円 2,780円 2,470円 2,160円 1,850円)												
3 類 4 類	夏そば	3,340円	3,010円	2,670円	2,340円	2,000円					長野県の区域	
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 6,260円 5,630円 5,010円 4,380円 3,760円 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円)												
秋そば												
3,090円 2,780円 2,470円 2,160円 1,850円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 6,010円 5,410円 4,810円 4,210円 3,610円 3,090円 2,780円 2,470円 2,160円 1,850円)												

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岐阜県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,640円	1,480円	1,310円	1,150円	980円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,330円 3,000円 2,660円 2,330円 2,000円 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 4,520円 4,070円 3,620円 3,160円 2,710円)	岐阜県の区域				
	2 類	8,100円	7,290円	6,480円	5,670円	4,860円	岐阜県の区域				
	3 類	3,320円	2,990円	2,660円	2,320円	1,990円	岐阜県の区域				
	6 類 7 類	1,640円	1,480円	1,310円	1,150円	980円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,330円 3,000円 2,660円 2,330円 2,000円 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 4,520円 4,070円 3,620円 3,160円 2,710円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,100円 7,290円 6,480円 5,670円 4,860円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,320円 2,990円 2,660円 2,320円 1,990円	岐阜県の区域				
	9 類	8,100円	7,290円	6,480円	5,670円	4,860円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,320円 2,990円 2,660円 2,320円 1,990円	岐阜県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	静岡県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,690円 3,320円 2,950円 2,580円 2,210円 ）										静岡県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,690円 3,320円 2,950円 2,580円 2,210円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										静岡県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛知県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,910円 4,420円 3,930円 3,440円 2,950円)					愛知県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,910円 4,420円 3,930円 3,440円 2,950円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円					愛知県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	三重県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,510円 1,360円 1,210円 1,060円 910円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 1,510円 1,360円 1,210円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円)					三重県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,510円 1,360円 1,210円 1,060円 910円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 1,510円 1,360円 1,210円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円					三重県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	滋賀県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
大豆	1 類	1,440円	1,300円	1,150円	1,010円	860円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,040円 4,540円 4,030円 3,530円 3,020円)					滋賀県の区域
	2 類	9,640円	8,680円	7,710円	6,750円	5,780円						滋賀県の区域
	3 類	3,920円	3,530円	3,140円	2,740円	2,350円						滋賀県の区域
	6 類 7 類	1,440円	1,300円	1,150円	1,010円	860円	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,040円 4,540円 4,030円 3,530円 3,020円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 9,640円 8,680円 7,710円 6,750円 5,780円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,920円 3,530円 3,140円 2,740円 2,350円					滋賀県の区域
	9 類	9,640円	8,680円	7,710円	6,750円	5,780円	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,920円 3,530円 3,140円 2,740円 2,350円					滋賀県の区域
小豆		9,470円	8,520円	7,580円	6,630円	5,680円						滋賀県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	京都府										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,810円 3,430円 3,050円 2,670円 2,290円)					京都府の区域				
	2 類	14,680円 13,210円 11,740円 10,280円 8,810円					京都府の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,810円 3,430円 3,050円 2,670円 2,290円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 14,680円 13,210円 11,740円 10,280円 8,810円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円					京都府の区域				
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 14,680円 13,210円 11,740円 10,280円 8,810円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円					京都府の区域				
小豆		11,520円 10,370円 9,220円 8,060円 6,910円					京都府の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	大阪府																						
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲											左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,640円 3,280円 2,910円 2,550円 2,180円)</p>											大阪府の区域										
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,640円 3,280円 2,910円 2,550円 2,180円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円</p>											大阪府の区域										

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	兵庫県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,200円	1,080円	960円	840円	720円					兵庫県	
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,840円 5,260円 4,670円 4,090円 3,500円)											
	2 類	16,070円	14,460円	12,860円	11,250円	9,640円					兵庫県	
	3 類	4,440円	4,000円	3,550円	3,110円	2,660円					兵庫県	
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										兵庫県
	7 類	1,200円	1,080円	960円	840円	720円						
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,840円 5,260円 4,670円 4,090円 3,500円)											
	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆											兵庫県
	16,070円 14,460円 12,860円 11,250円 9,640円											
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆											兵庫県	
4,440円 4,000円 3,550円 3,110円 2,660円												
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										兵庫県	
16,070円 14,460円 12,860円 11,250円 9,640円												
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆											兵庫県	
4,440円 4,000円 3,550円 3,110円 2,660円												
そば	2 類	3,130円	2,820円	2,500円	2,190円	1,880円					兵庫県	
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 6,050円 5,450円 4,840円 4,240円 3,630円 3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円)											
3 類	夏そば										兵庫県	
4 類	1,580円	1,420円	1,260円	1,110円	950円							
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円)												
秋そば											兵庫県	
3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円												
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 6,050円 5,450円 4,840円 4,240円 3,630円 3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円)												

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	奈良県																				左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 3,970円 3,570円 3,180円 2,780円 2,380円)										奈良県の区域									
	2 類	11,570円 10,410円 9,260円 8,100円 6,940円										奈良県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 3,970円 3,570円 3,180円 2,780円 2,380円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,570円 10,410円 9,260円 8,100円 6,940円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										奈良県の区域									
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,570円 10,410円 9,260円 8,100円 6,940円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										奈良県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	和歌山県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,680円 2,410円 2,140円 1,880円 1,610円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円 ）					和歌山県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,680円 2,410円 2,140円 1,880円 1,610円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円					和歌山県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鳥取県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
大豆	1 類	1,290円	1,160円	1,030円	900円	770円						鳥取県の区域
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,050円 3,650円 3,240円 2,840円 2,430円)											
	2 類	5,950円	5,360円	4,760円	4,170円	3,570円						鳥取県の区域
	3 類	4,080円	3,670円	3,260円	2,860円	2,450円						鳥取県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,050円 3,650円 3,240円 2,840円 2,430円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,950円 5,360円 4,760円 4,170円 3,570円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 4,080円 3,670円 3,260円 2,860円 2,450円										
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,950円 5,360円 4,760円 4,170円 3,570円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,080円 3,670円 3,260円 2,860円 2,450円											鳥取県の区域
そば	2 類	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円						鳥取県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,430円 4,890円 4,340円 3,800円 3,260円 2,510円 2,260円 2,010円 1,760円 1,510円)											
3 類 4 類	夏そば 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円) 秋そば 2,510円 2,260円 2,010円 1,760円 1,510円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,430円 4,890円 4,340円 3,800円 3,260円 2,510円 2,260円 2,010円 1,760円 1,510円)											鳥取県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	島根県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
大豆	1 類	1,380円	1,240円	1,100円	970円	830円						島根県の区域
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,010円 2,710円 2,410円 2,110円 1,810円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,000円 3,600円 3,200円 2,800円 2,400円)											
	2 類	11,710円	10,540円	9,370円	8,200円	7,030円						
大豆	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,010円 2,710円 2,410円 2,110円 1,810円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,000円 3,600円 3,200円 2,800円 2,400円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,710円 10,540円 9,370円 8,200円 7,030円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 10,220円 9,200円 8,180円 7,150円 6,130円										島根県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,710円 10,540円 9,370円 8,200円 7,030円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 10,220円 9,200円 8,180円 7,150円 6,130円										
そば	2 類	3,560円	3,200円	2,850円	2,490円	2,140円						島根県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,480円 5,830円 5,180円 4,540円 3,890円 3,560円 3,200円 2,850円 2,490円 2,140円)											
そば	3 類 4 類	夏そば 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円) 秋そば 3,560円 3,200円 2,850円 2,490円 2,140円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,480円 5,830円 5,180円 4,540円 3,890円 3,560円 3,200円 2,850円 2,490円 2,140円)										島根県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岡山県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
ばれいしょ	7 類	132,690円	119,420円	106,150円	92,880円	79,610円						岡山県の区域
	8 類	101,780円	91,600円	81,420円	71,250円	61,070円						岡山県の区域
	10 類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 132,690円 119,420円 106,150円 92,880円 79,610円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 101,780円 91,600円 81,420円 71,250円 61,070円										岡山県の区域
大豆	1 類	1,200円	1,080円	960円	840円	720円	（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,860円 4,370円 3,890円 3,400円 2,920円 ）					岡山県の区域
	2 類	9,860円	8,870円	7,890円	6,900円	5,920円						岡山県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,860円 4,370円 3,890円 3,400円 2,920円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 9,860円 8,870円 7,890円 6,900円 5,920円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										岡山県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 9,860円 8,870円 7,890円 6,900円 5,920円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										岡山県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	広島県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単位当たり共済金額の範囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 3,880円 3,490円 3,100円 2,720円 2,330円)										広島県の区域
	3 類	6,170円 5,550円 4,940円 4,320円 3,700円										広島県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 3,880円 3,490円 3,100円 2,720円 2,330円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,170円 5,550円 4,940円 4,320円 3,700円										広島県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,170円 5,550円 4,940円 4,320円 3,700円										広島県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山口県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,430円 3,990円 3,540円 3,100円 2,660円 ）					山口県の区域				
	3 類	2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円					山口県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,430円 3,990円 3,540円 3,100円 2,660円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円					山口県の区域				
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円					山口県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	徳島県											
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,200円	1,080円	960円	840円	720円					徳島県の区域	
		(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、										
		2,800円	2,520円	2,240円	1,960円	1,680円	1,200円	1,080円	960円	840円	720円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、										
		3,580円	3,220円	2,860円	2,510円	2,150円						
	2 類	5,160円	4,640円	4,130円	3,610円	3,100円					徳島県の区域	
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										徳島県の区域
	7 類	1,200円	1,080円	960円	840円	720円						
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、										
		2,800円	2,520円	2,240円	1,960円	1,680円	1,200円	1,080円	960円	840円	720円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、										
		3,580円	3,220円	2,860円	2,510円	2,150円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										
		5,160円	4,640円	4,130円	3,610円	3,100円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆										
		2,300円	2,070円	1,840円	1,610円	1,380円						
	9 類	5,160円	4,640円	4,130円	3,610円	3,100円					徳島県の区域	
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆										
		2,300円	2,070円	1,840円	1,610円	1,380円						

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	香川県											
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,630円 3,270円 2,900円 2,540円 2,180円)										香川県の区域
	2 類	10,700円 9,630円 8,560円 7,490円 6,420円										香川県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,630円 3,270円 2,900円 2,540円 2,180円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,700円 9,630円 8,560円 7,490円 6,420円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										香川県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,700円 9,630円 8,560円 7,490円 6,420円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										香川県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛媛県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分												
大豆	1 類	1,450円	1,310円	1,160円	1,020円	870円						愛媛県の区域	
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,700円 3,330円 2,960円 2,590円 2,220円)</p>												
大豆	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,700円 3,330円 2,960円 2,590円 2,220円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円</p>											愛媛県の区域
	そ ば	2 類	2,850円	2,570円	2,280円	2,000円	1,710円						
そ ば	3 類 4 類	<p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>5,770円 5,190円 4,620円 4,040円 3,460円 2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円)</p> <p>夏そば</p> <p>1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円 1,580円 1,420円 1,260円 1,110円 950円)</p> <p>秋そば</p> <p>2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>5,770円 5,190円 4,620円 4,040円 3,460円 2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円)</p>											愛媛県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福岡県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,380円 3,040円 2,700円 2,370円 2,030円 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,210円 3,790円 3,370円 2,950円 2,530円 ）					福岡県の区域				
	3 類	5,900円 5,310円 4,720円 4,130円 3,540円					福岡県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,380円 3,040円 2,700円 2,370円 2,030円 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,210円 3,790円 3,370円 2,950円 2,530円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,900円 5,310円 4,720円 4,130円 3,540円					福岡県の区域				
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,900円 5,310円 4,720円 4,130円 3,540円					福岡県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	佐賀県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	<p>1,570円 1,410円 1,260円 1,100円 940円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,330円 3,000円 2,660円 2,330円 2,000円 1,570円 1,410円 1,260円 1,100円 940円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>4,650円 4,190円 3,720円 3,260円 2,790円)</p>	佐賀県の区域									
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,570円 1,410円 1,260円 1,100円 940円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,330円 3,000円 2,660円 2,330円 2,000円 1,570円 1,410円 1,260円 1,100円 940円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>4,650円 4,190円 3,720円 3,260円 2,790円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円</p>	佐賀県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長崎県					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
ばれいしょ	7 類	154,740円	139,270円	123,790円	108,320円	92,840円						長崎県の区域
	8 類	68,260円	61,430円	54,610円	47,780円	40,960円						長崎県の区域
	10 類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 154,740円 139,270円 123,790円 108,320円 92,840円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 68,260円 61,430円 54,610円 47,780円 40,960円										
大豆	1 類	1,550円	1,400円	1,240円	1,090円	930円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,200円 2,880円 2,560円 2,240円 1,920円 1,550円 1,400円 1,240円 1,090円 930円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,910円 3,520円 3,130円 2,740円 2,350円)					長崎県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,550円 1,400円 1,240円 1,090円 930円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,200円 2,880円 2,560円 2,240円 1,920円 1,550円 1,400円 1,240円 1,090円 930円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,910円 3,520円 3,130円 2,740円 2,350円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円										

備考：この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	熊本県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	<p>1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,310円 2,980円 2,650円 2,320円 1,990円 1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、</p> <p>5,660円 5,090円 4,530円 3,960円 3,400円)</p>	熊本県の区域									
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,310円 2,980円 2,650円 2,320円 1,990円 1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、</p> <p>5,660円 5,090円 4,530円 3,960円 3,400円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円</p>	熊本県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	大分県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
大豆	1 類	1,570円	1,410円	1,260円	1,100円	940円	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 1,570円 1,410円 1,260円 1,100円 940円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,990円 3,590円 3,190円 2,790円 2,390円)</p>					大分県の区域
	3 類	4,500円	4,050円	3,600円	3,150円	2,700円						大分県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,570円 1,410円 1,260円 1,100円 940円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 1,570円 1,410円 1,260円 1,100円 940円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,990円 3,590円 3,190円 2,790円 2,390円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円</p>					大分県の区域					
	9 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆</p> <p>4,500円 4,050円 3,600円 3,150円 2,700円</p>					大分県の区域					

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮崎県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、</p> <p>4,300円 3,870円 3,440円 3,010円 2,580円)</p>	宮崎県の区域									
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、</p> <p>4,300円 3,870円 3,440円 3,010円 2,580円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円</p>	宮崎県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鹿児島県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲									左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	1,200円 1,080円 960円 840円 720円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,610円 3,250円 2,890円 2,530円 2,170円 ）	鹿児島県の区域								
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,610円 3,250円 2,890円 2,530円 2,170円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,300円 2,070円 1,840円 1,610円 1,380円	鹿児島県の区域								
さとうきび		基準糖度が13.1度である組合員等 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円 （砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号に掲げる要件に該当する生産者（同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金の対象甘味資源作物生産者に限る。以下「対象生産者」という。）であって、当該交付金の交付を受けるものが耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあっては、 21,410円 19,270円 17,130円 14,990円 12,850円 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円 ） 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 2 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 3	鹿児島県の区域								

別記 1 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、4,550円から30円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、21,410円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 2 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、4,550円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、21,410円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 3 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、4,910円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、21,770円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考 :

1. この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、さとうきびについては1,000キログラム当たりとする。
2. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成27年産から令和3年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	沖縄県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
さとうきび	基準糖度が13.1度である組合員等 21,410円 19,270円 17,130円 14,990円 12,850円 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 2 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 3	基準糖度が13.1度である組合員等 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円 (砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号に掲げる要件に該当する生産者(同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金の対象甘味資源作物生産者に限る。以下「対象生産者」という。)であって、当該交付金の交付を受けるものが耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあっては、 21,410円 19,270円 17,130円 14,990円 12,850円 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円) 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 4 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 5 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 6	沖縄県の区域のうち 粟国村、伊江村、伊平屋村、多良間村、竹富町及び与那国町の区域
	基準糖度が13.1度である組合員等 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円 (砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号に掲げる要件に該当する生産者(同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金の対象甘味資源作物生産者に限る。以下「対象生産者」という。)であって、当該交付金の交付を受けるものが耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあっては、 21,410円 19,270円 17,130円 14,990円 12,850円 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円) 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 4 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 5 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 6	沖縄県の区域のうち 粟国村、伊江村、伊平屋村、多良間村、竹富町及び与那国町以外の区域	

別記 1 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、21,410円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記 2 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、21,410円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記 3 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、21,770円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記 4 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、4,550円から30円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、21,410円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 5 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、4,550円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、21,410円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 6 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、4,910円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、21,770円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考 :

1. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

2. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成27年産から令和3年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。